

規制改革・民間開放の推進のために

平成16年5月19日

牛尾治朗

奥田 碩

本間正明

吉川 洋

- ・ 地域を活性化し、新たな雇用機会を増やし、民間主導の経済成長を持続的なものにするために、規制改革の必要性が一段と高まっている。
- ・ 4月にスタートした新推進体制においても、民間有識者の発意と主導的取組みを生かしながら、新設の規制改革・民間開放推進本部における閣僚のリーダーシップの発揮により、さらに広い範囲での規制改革・民間開放を推進することを期待する。また、引き続き、経済財政諮問会議と密接な連携をとり、改革を進めることを望みたい。
- ・ 今後の規制改革・民間開放においては、特に次の取組みが必要である。

1、「官から民へ」、「民に出来ることは民に」を加速させるための横断的な取組み

- ・ 官の担っている事業を民と競争させ、効率性の比較を通じて官業の範囲を最小化するために、多くの先進諸外国で導入されている「市場化テスト」や、官から民への事業移管を加速化するための民間開放に関する数値目標の設定など、民間開放推進のための制度を16年度中を目途に整備する。
- ・ 『規制改革・民間開放推進三か年計画』では、市場化テストについて「16年度中に調査研究を実施する」とされているが、早期の取組みにより、17年度の試行的導入を図る（当面の対象は、国の執行部門、外局、地方支分部局、独立行政法人、特殊法人等）。
- ・ 官民で競争条件が等しくない事業について、その根拠を明らかにし、根拠不十分な場合は、衡平性を確保するための手段を講じる。

- ・ 市場化テストの対象となる官の事業について、それに関連する直接・間接のコストなど運営全般に関する情報を透明化し、公開原則を確立する。

2、“官製市場”の改革

- ・ 総合規制改革会議が取り組んできた重点17事項については、とくに利便性向上や雇用の拡大につながる項目（医療、福祉、教育、農業等）を選定し、夏を目途にアクションプランをとりまとめる。
- ・ その際、市場化テスト等の民間開放を促進する横断的手法を組み合わせることで、規制改革の実効性を高め、利便性の向上と雇用の拡大を目指す（例えば、医療において、混合診療の解禁等の規制改革を進めることとあわせて、国立病院等を対象に市場化テストを実施）。

3、構造改革特区との連携

- ・ 特区において実現した特例措置について、特段の弊害が立証されない限りは、速やかに全国展開すべきである。本年9月の構造改革特区本部決定において、全国展開に向けたルールを確立させるとともに、提案の府省別の実現率を公表し、府省間の競争を促す等により、提案の実現率の向上を図ることが必要である。
- ・ 新たな特区への提案数や、既存の特区の認定数を増やすために、制度の周知徹底と特区の成果を広くアピールするとともに、利便性の向上など制度の改善に取り組む必要がある。